

北広島町イメージキャラクター花田舞太郎 出演・着ぐるみ貸出基準

出演対象行事

①

- 北広島町内の公共的団体が開催する行事(※町が実行委員会として参画する行事を含む)
- 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事(例:各種慈善事業など)
- 報道機関が報道及び広報の目的で開催する行事(例:TV出演等、町のPR効果の高いもの)
- その他、北広島町又は「花田舞太郎」の魅力の発信に資する行事として町長が適当と認めた行事(町内外へ広く情報発信され、一定規模の集客及び町外からの来場者(入込観光客)が相当数見込まれる行事で、これらに対して観光PRを行うことにより、町への再来訪を促すことができる、または町内周遊促進効果が期待できる行事)
※上記行事であってもステージ、演技が必要でない行事(お出迎え、練り歩きなど)は貸出により対応する。

②

- 出演条件
- 1 演者との日程調整
- 2 控室確保
- 3 ステージ(演じる場所)確保



条件①②
を満たせば

出演依頼書により申請

- 出演内容(基本): 登場ダンスパフォーマンス(1分)→観光PR(7分)→ダンスパフォーマンス(5分+2分)
- 時間: 約15分
- 演者: 花田舞太郎+アシスタント1名

着ぐるみ貸出(バルーンタイプ)対象行事

- ステージ、演技が必要でない行事(お出迎え、練り歩きなど)
- 北広島町内の学校・保育所等が教育の目的で開催する行事(例:運動会・学習発表会など)
- 北広島町内の地域団体が主催し、来場者(参加者)の大半が町民である行事・まつり(例:文化芸能発表会、カラオケ大会、盆踊り、神楽発表会など)
- 町内民間企業主催行事※あくまで、北広島町としてのおもてなし、賑わいづくりの為に活用するもので、特定の企業・商品をPRする性質でないもの



上記条件を満たせば

着ぐるみ借受申請書により申請

出演および貸出対象外行事

- 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- 政治若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき
- 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- 「花田舞太郎」及び「北広島町」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあるとき
- 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されず、又は使用されないおそれがあるとき
- 行事の内容や使用場所等から着ぐるみを著しく破損又は汚損するおそれがあるとき
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき
- 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当であると認めたとき

※出演・貸出対象外の民間企業主催行事について

花田舞太郎が特定の企業・商品をPRする目的以外に、北広島町の観光振興やイメージアップの要素が含まれておらず、もっぱら営利目的でおこなうイベント。また、そのような誤解をあたえる可能性のある催し全般(例:営利目的のみの呼び込みやピラ配りなど)